

農業近代化資金の概要

1 借入対象者

滋賀県内に住所を有する農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者（※）、集落営農組織、農業を営む任意団体等）

※ 主業農業者…農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、または農業粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であること等、複数の要件があります。

2 借入条件

（1）資金使途

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・ 長期運転資金 など

（2）借入限度額：個人 1,800 万円、法人・団体 2 億円、農業参入法人 1.5 億円

（3）借入金利：1.10%（認定農業者：0.55～0.95%）【令和 6 年 4 月 18 日現在】

※ 上記金利に対して、さらに農林中央金庫および滋賀県信用農業協同組合連合会より追加で利子補給があります。（一定の条件あり）

（4）償還期限：資金使途に応じ 7～18 年以内（据置 2～7 年以内）

（5）償還方法：元本均等年賦払い（約定償還日：12 月 15 日）

（6）融資率：原則 80%以内

※ 認定農業者等に係る特例または集落営農組織等に係る特例については 100%以内。

3 利用方法

（1）取扱融資機関：県内の農業協同組合

（2）借入申込方法

- ・ 借入を希望者される方は、最寄りの農業協同組合へ借入申込希望書および経営改善資金計画書等を提出してください。
- ・ 融資審査後、借入申込書等を提出してください。

（3）借入後の経営状況報告

農業近代化資金の借入者は、経営改善資金計画期間中、毎年、融資機関へ経営状況の報告をしなければなりません。（ただし、簡素化様式を使用して融資を受けた方については、融資機関から求められた場合を除いて省略可。）